

大分大学福祉健康科学部規程

平成28年3月19日制定

平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 本学部は、医療と福祉を融合した教育研究を通じ、より成熟した福祉社会の実現に貢献することを目的とする。

(コース)

第3条 本学部の福祉健康科学科に、次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) 理学療法コース
- (2) 社会福祉実践コース
- (3) 心理学コース

(学部長)

第4条 学部長は本学部の管理運営を総括し、職員を監督する。

(副学部長)

第5条 本学部に、副学部長2人を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(委員長)

第6条 本学部に、次の各号に掲げる委員長を置く。

- (1) 教務・実習委員長
- (2) 学生生活委員長
- (3) 入試・広報委員長
- (4) 就職進路委員長
- (5) 研究・社会連携推進委員長
- (6) 研究倫理マネジメント委員長

2 委員長は教授会の選考に基づき、学部長が指名する。

3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員を生じた場合の補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 本学部に、教育研究その他の事項の審議等を行うため、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成)

第8条 本学部の教育課程は、授業科目区分は、教養教育科目、共通基礎科目、共通発展科目、チュートリアル科目及びコース専門科目により編成し、これらの科目における区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要があると認めるときは、教授会の審議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(卒業の要件及び教育課程の修了の認定)

第9条 本学部卒業の要件は、前条に規定する教育課程において、本学部の定めるところにより、所定の単位を修得することとする。

2 教育課程修了の認定は、前項に規定する単位を修得した者について行う。

(他学部学生の授業科目の履修)

第10条 他学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障を来たさないと当該授業科目の担当教員が認めた場合に許可するものとする。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業方法に応じ、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 外国語科目、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲内で授業科目ごとに定める時間数をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合に、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第12条 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価基準等)

第13条 学修の成績評価については、大分大学における学修の成績評価基準等に関する規程(令和3年規程第21号)の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理学療法コースにおいては判定保留の評語をF+とする。

3 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験その他の審査の成績評

価表を、次の各号に掲げる期間内に提出するものとする。ただし、第1号及び第3号の期間に、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第21号）第27条第1項第14号の特別休暇のうち、国立大学法人大分大学が指定する連続した3日は含まない。

- (1) 定期試験については、試験終了後10日以内
- (2) 追試験及び再試験については、試験終了後3日以内
- (3) その他の審査については、審査終了後10日以内

(成績評価に係る申立て)

第14条 成績評価に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し立てることができる。

(卒業及び学位)

第15条 本学部に所定の修業年限以上在学し、かつ、第9条の規定により卒業要件単位数以上を修得し、及び第8条に規定する教育課程を修了した者について、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(他の学部の授業科目の履修)

第16条 本学部の学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部及び当該学部の定めるところにより、他の学部における授業科目の履修を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第17条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第24条の規定により、他の大学における授業科目の履修等を本学部の授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第18条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定により、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 本学部の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った学則第26条第1項及び第2項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(修業年限の通算)

第20条 学則第15条の規定により、本学部の科目等履修生として、一定の単位を修得した者

が本学部に入学的場合において、本学部の定めるところにより、単位数に応じて相応期間を修業年限に通算することができる。

(再入学)

第21条 退学した者(学則第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、退学又は除籍の日の前日に属する本学部のコースに再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

(転入学)

第22条 学則第38条の規定に該当する者の選考の方法等について必要な事項は、別に定める。

(転学部等)

第23条 学則第40条の規定により、転学部等を志願する者の選考は、教授会で行う。

2 転学部等する者の授業科目履修の年次の決定及び既修得単位の認定は、教授会で行う。

3 転学部等を許可された者の在学期間は、転入学年以降の修業年限の2倍を超えることができない。

4 転学部等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の審議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年福祉健康科学部規程第2号)

この規程は、平成28年8月17日から施行する。

附 則 (平成28年福祉健康科学部規程第4号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年福祉健康科学部規程第1号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年福祉健康科学部規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年福祉健康科学部規程第2号)

この規程は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和 6 年福祉健康科学部規程第 3 号）
この規程は，令和 6 年 7 月 1 0 日から施行する。